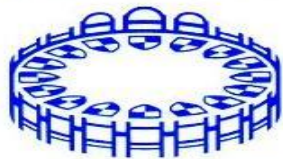


Qualifying &
Life Member



MDRT®

オフィス **ASADA**

代表 麻田 春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015

Tel : 0297-72-2401 Fax : 0297-72-6217

e-mail : officeasada_h@ybb.ne.jp

docomo : 090-8720-8591 i Phone : 080-3495-2401

平成 23 年 6 月 第 29 号

オフィスASADA通信のご案内

この度の東日本大震災により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

紫陽花の花は雨に濡れるとより一層美しく映えます。皆さま、お元気でお過ごしでしょうか？

あの震災の日から早くも3ヶ月がたちました。多くの人が支援の手を差し伸べています。

被災者の方が力強く立ち上がっていく姿に、誰もが心からの声援を送っています。

一方、政治は相変わらず混迷状態が続いています。「何を」一番大切にするのか、私たちの求めている事と大分乖離(かいり)があるように思えてなりません。

保険会社の役割はいかに早く、保険金をご遺族にお届け出来るかです。しかし法律の壁があり1年待たなければなりませんでしたが、5月に新たな特例法が施行されましたのでお知らせします。

今月のテーマは

- I 震災不明者に3ヶ月で死亡保険金支払い
- II 行方不明者の死亡認定とは
- III 失踪申告の取り消し



撮影：静岡県クレマチスの丘

I 震災不明者の方へ3ヶ月で死亡保険金支払い

生命保険大手各社が、東日本大震災で行方不明になった契約者の家族に対し、震災から3ヶ月となる6月11日以降、死亡保険金を支払う方向で検討していることがわかりました。

災害時の行方不明者の死亡認定は通常1年かかりますが、早く保険金を支払うことで復興を支援できるとして、特別な措置に踏み切る事になりました。

死亡保険金の支払いには本来、亡くなった人の戸籍上の死亡届が出ていることが条件。このため、津波に流されるなどして行方不明になった人の場合は、民法上で死亡が認定される1年後まで支払いが出来ない。震災による死者は6月1日時点で1万5,310人、行方不明者は8,404人です。

一方、政府は国の「遺族年金」について、5月に施行された「震災の特例法」で、震災から3ヶ月を経過すれば行方不明者を死亡したと推定して支払いが出来る仕組みを新たに作った。また、自治体が遺族に最高500万円を支給する「災害弔慰金」も、3ヶ月間生死が分からない場合に死亡したと推定して支払う。生命保険各社はこの支払いを「公的機関による死亡証明」とみなし死亡保険金を支払うようです。

II 行方不明者の死亡認定とは

▼…民法上の「**失踪宣告**」は行方不明が一定期間続いた人を死亡と見なす。事件・事故では生死がわからなくなった危難失踪は1年経過すれば**家庭裁判所に請求**できる。それ以外は行方不明になって7年経てば請求できる。失踪届けが市町村に受理されれば**法律上死亡**と見なされる。

▼…もうひとつが戸籍法上の「**認定死亡**」。自然災害などで行方不明になった場合、死亡が確認できないが死亡と認定する。死亡を認定するのは**警察署などの官公庁**。法律上は死亡扱いとなり、相続も開始される。

行方不明者の死亡認定

	認定死亡	失踪宣告
準拠法	戸籍法	民法
判断の主体	警察署など官公庁	家庭裁判所
概要	死亡を推定	死亡したとみなす
もし、生きていたら…	効力消失	取り消し手続き必須

東日本大震災では、死亡認定の手続きを法務省が各市町村に委託しているが、被災した市町村では実務が滞っていて認定が遅れている。

III 失踪申告の取り消し

失踪宣告後、本人が帰ってきた場合に備えて失踪宣告取り消しの申し立てができるようになっています。

手続きは、本人や家族が「**実は生きていました**」と家庭裁判所に申し立てるだけです。この費用は2,000円です。これで基本的には身分も財産も、失踪前の状態に戻るわけですが、残念ながら全てが戻るわけではありません。まず、配偶者が離婚手続きをしていて、別の人間と再婚していた場合、再婚の方が認められることとなります。また、財産についても同じような処置が取られ、財産が分配されていた場合、すでに使われた分は取り戻すことが出来ません。



撮影：静岡県クレマチスの丘

離婚に関しては一方的に配偶者に失踪された者にとって、7年という月日は長すぎます。

その間、ただひたすら失踪者が帰るのを待っているのでは余りにも辛く

不自由なことから、**民法 770 条 3 項では 3 年以上配偶者の生死が明らかでない場合の離婚を可能としています。**したがって、3年で離婚することが出来ます。

解らないことがありましたら麻田まで気兼ねなくお電話下さい。